

平成 29 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 A B ホ テ ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 杓 名 一 樹
(コード番号：6565 東証 J A S D A Q ・ 名 証 第 二 部)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 兼 経 理 部 長 山 下 裕 輔
TEL. 0566-79-3013

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 11 月 20 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所並びに株式会社名古屋証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 260,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未 定 (平成 29 年 12 月 6 日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) 発 行 価 格 | 未 定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成 29 年 12 月 15 日に決定する) |
| (4) 払 込 期 日 | 平成 29 年 12 月 22 日 (金曜日) |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 募 集 方 法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| (7) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。 |
| (8) 申 込 期 間 | 平成 29 年 12 月 18 日 (月曜日) から
平成 29 年 12 月 21 日 (木曜日) まで |
| (9) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (10) 株 式 受 渡 期 日 | 平成 29 年 12 月 25 日 (月曜日) |
| (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 株式売出しの件

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | ①引受人の買取引受による売出し分
当社普通株式 460,000 株

②オーバーアロットメントによる売出し分
当社普通株式 上限 108,000 株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し分
愛知県安城市三河安城町1丁目16番地5
株式会社東祥 460,000 株

②オーバーアロットメントによる売出し分
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 上限 108,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未 定 (平成 29 年 12 月 15 日に決定される予定)
なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | ①引受人の買取引受による売出し分
売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、東海東京証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社及び株式会社 S B I 証券に全株式を買取引受けさせる。
②オーバーアロットメントによる売出し分
上記 1. における公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる募集及び当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行わない場合がある。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記 1. における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 上記 1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 上記 1. における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (8) 株 式 受 渡 期 日 | 上記 1. における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。 |
| (9) | 上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

3. 第三者割当による募集株式発行の件

(「2. 株式売出しの件」におけるオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

- | | | |
|------|--|---|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 108,000株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 未定(平成29年12月6日開催予定の取締役会で決定)
なお、上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一とし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行を中止するものとする。 |
| (3) | 割当価格 | 未定
なお、上記1.における公募による募集株式の引受価額と同一とする。 |
| (4) | 払込期日 | 平成30年1月24日(水曜日) |
| (5) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) | 割当先及び割当株式数 | 大和証券株式会社 108,000株 |
| (7) | 申込株数単位 | 100株 |
| (8) | その他本第三者割当による募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (9) | グリーンシュエーション行使の通知のない株式については、発行を行わないものとする。 | |
| (10) | 上記2.において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による募集株式発行も中止する。 | |

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 260,000 株

売 出 株 式 数 ①引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 460,000 株

②オーバーアロットメントによる売出し(*)

当社普通株式 上限 108,000 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間

平成 29 年 12 月 8 日(金曜日)から
平成 29 年 12 月 14 日(木曜日)まで

(3) 価 格 決 定 日

平成 29 年 12 月 15 日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間

平成 29 年 12 月 18 日(月曜日)から
平成 29 年 12 月 21 日(木曜日)まで

(5) 払 込 期 日

平成 29 年 12 月 22 日(金曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日

平成 29 年 12 月 25 日(月曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成 30 年 1 月 19 日行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は平成 29 年 11 月 20 日開催の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成 30 年 1 月 24 日とする当社普通株式 108,000 株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券株式会社は、上場日（平成 29 年 12 月 25 日）から平成 30 年 1 月 19 日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所並びに株式会社名古屋証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,720,000株
公募増資による増加株式数	260,000株
公募増資後の発行済株式総数	6,980,000株
第三者割当増資による増加株式数	108,000株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	7,088,000株 (注)

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「3. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し大和証券株式会社からグリーンシュエアオプション行使の通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 358,000 千円及び第三者割当増資による募集株式発行の手取概算額上限 150,500 千円については、新規出店に係る設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、「A Bホテル富士」及び「A Bホテル京都四条堀川」建設資金として、(平成30年3月期に、508,500千円)に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であり、不足分については、金融機関等からの借入等により充当予定であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,400円)を基礎として算出した見込額であります。

なお、平成29年10月31日現在、設備投資計画は、以下のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメント名	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額	既支払額		着手	完了
A Bホテル 富士	静岡県富士市	ホテル事業	ホテル施設	600	305	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成27年 10月	平成30年 1月
A Bホテル 京都四条堀川	京都市下京区	ホテル事業	ホテル施設	1,000	615	増資資金、 銀行借入及 びリース	平成27年 10月	平成30年 3月
A Bホテル 近江八幡	滋賀県近江八幡市	ホテル事業	ホテル施設	520	68	銀行借入及 びリース	平成28年 7月	平成30年 9月
A Bホテル 東海太田川	愛知県東海市	ホテル事業	ホテル施設	550	66	銀行借入及 びリース	平成28年 12月	平成30年 9月
A Bホテル 宇部新川	山口県宇部市	ホテル事業	ホテル施設	650	10	銀行借入及 びリース	平成29年 4月	平成30年 12月
A Bホテル 田原	愛知県田原市	ホテル事業	ホテル施設	680	3	銀行借入及 びリース	平成29年 4月	平成31年 1月
A Bホテル 行橋	福岡県行橋市	ホテル事業	ホテル施設	550	3	銀行借入及 びリース	平成29年 8月	平成31年 3月
A Bホテル 蒲郡	愛知県蒲郡市	ホテル事業	ホテル施設	560	2	銀行借入及 びリース	平成29年 8月	平成31年 3月
A Bホテル 大阪堺筋本町	大阪市中央区	ホテル事業	ホテル施設	800	4	銀行借入及 びリース	平成28年 12月	平成31年 6月

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主各位に対し業績に対応した成果配分を行うことを基本とし、株主各位への安定、かつ継続した配当を行うことを経営の最重要課題として位置づけるとともに、企業体質の強化に備えた内部留保の充実などを勘案して決定する方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の新規出店に向けた事業展開への備えとして投入していくこととしてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の募集及び売出し後、積極的に株主への利益の還元を実施していく予定であります。具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり当期純利益	3,205.09円	86.87円	95.81円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	7,000.00円 (-)	330.00円 (-)	330.00円 (-)
実績配当性向	10.4%	3.8%	3.4%
自己資本当期純利益率	16.1%	25.1%	22.0%
純資産配当率	-	1.0%	0.8%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数であります。
3. 純資産配当率は、年間配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数であります。
4. 当社は、平成26年10月1日に株式会社東祥の新設分割により設立しておりますので、平成27年3月期については6カ月の変則決算であります。
5. 当社は、平成27年12月4日付で普通株式1株につき21株の分割を行っておりますが、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、平成29年10月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、平成28年3月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 当社は、平成27年12月4日付で普通株式1株につき21株の割合で、平成29年10月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い）に基づき、平成27年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、平成27年3月期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり当期純利益	32.05円	86.87円	95.81円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	3.33円 (-)	3.30円 (-)	3.30円 (-)

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. 指定販売先への売付け（親引け）

今回の公募による募集株式発行及び株式売出しに当たり、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち 2,000 株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第 2 条第 2 項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社である大和証券株式会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

（注）上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。